いすみ市漁業近代化資金利子補給条例施行規則をここに公布する。

令和８年９月18日

いすみ市長　　小　路　正　和

いすみ市規則第42号

いすみ市漁業近代化資金利子補給条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、いすみ市漁業近代化資金利子補給条例（平成17年いすみ市条例第140号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利子補給の対象となる融資）

第２条　条例第３条の利子補給の対象となる融資は、融資機関が市内に住所又は事業所を置く漁業者等に対して行う漁業近代化資金に係る融資とする。

（利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率）

第３条　条例第３条の利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、別表のとおりとする。

（利子補給金の額）

第４条　条例第３条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年１月１日から12月31日までの期間における漁業近代化資金につき、前条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその年間の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（交付の申請）

第５条　利子補給金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、いすみ市漁業近代化資金利子補給金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書（様式第２号）

（２）　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定したときは、いすみ市漁業近代化資金利子補給金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　前条の規定により利子補給金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該利子補給に係る事業が完了したときは、速やかにいすみ市漁業近代化資金利子補給金実績報告書（様式第４号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　事業報告書（様式第５号）

（２）　その他市長が必要と認める書類

（利子補給金の額の確定）

第８条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき利子補給金の額を確定したときは、いすみ市漁業近代化資金利子補給金交付確定通知書（様式第６号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第９条　前条の規定により利子補給金の額の確定を受けた交付決定者は、利子補給金の交付を受けようとするときは、いすみ市漁業近代化資金利子補給金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第１０条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

漁業近代化資金の種類		利子補給率
１号資金	総トン数20トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年1.0パーセント以内
２号資金	総トン数20トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合における漁船の改造に必要な資金	年1.0パーセント以内
３号資金	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖	年1.0パーセント以内

	用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金	
４号資金	漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金	年1.0パーセント以内
５号資金	漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設の取得に必要な資金	年1.0パーセント以内

様式第１号（第５条関係）

いすみ市漁業近代化資金利子補給金交付申請書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

申請者　所　在　地
団　体　名
代 表 者 名
電 話 番 号
Ｅ－ｍａｉｌ

いすみ市漁業近代化資金利子補給金の交付を受けたいので、いすみ市漁業近代化資金利子補給条例施行規則第５条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　利子補給金交付申請額　　円

２　添付書類
（１）　事業計画書（様式第２号）
（２）　その他市長が必要と認める書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況　新規・有・無（無の場合　本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）
本人確認　確認者（　　）□運転免許証　□個人番号カード　□（　　）
在籍確認　確認者（　　）□（　　）

様式第２号（第５条関係）

事業計画書

（１） 漁業近代化資金利子補給計画

資　金　別		期首融資残高（A）	期末融資残高（B）	融資平均残高（C）	市の利子補給率	市の利子補給額	備　　考
施設別	使途別						
合計							

備考

１　資金別欄は、下記の区分により記入すること。
２　（A）欄は１月１日現在、（B）欄は 12 月 31 日現在とする。
３　（C）欄の融資平均残高は、計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額（積数／（365 又は 366））を記入する。

（２） 漁業近代化資金の利子補給金の算出基礎明細

資　金　別		年月日	期首約定融資残高	期　中貸付額	期　中約定又は繰上償還額	期　中発生延滞元金	（A）利子補給対象残　高	貸付期間	（B）日数	（C）（A）×（B）	（D）融資平均残高
施設名	使途別										

備考

１　年月日欄は、融資残高の異動の年月日を記入すること。
２　貸付期間欄には、融資残高の異動ごとに最高融資残高の等しい日をまとめ、その期間を記入する。

様式第３号（第６条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市漁業近代化資金利子補給金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった利子補給金の交付については、下記のとおり決定したので、いすみ市漁業近代化資金利子補給条例施行規則第~~７~~６条の規定により、通知します。

記

１　決定内容　　交付　・　不交付

２　利子補給金交付決定額　　円

３　不交付の理由

様式第４号（第７条関係）

いすみ市漁業近代化資金利子補給金実績報告書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

所　在　地
団　体　名
代 表 者 名
電 話 番 号
Ｅ－ｍａｉｌ

年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定された利子補給金に係る漁業近代化資金利子補給事業については完了したので、いすみ市漁業近代化資金利子補給条例施行規則第７条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　利子補給金交付決定額　　円

２　添付書類

（１）　事業報告書（様式第５号）
（２）　その他市長が必要と認める書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

様式第５号（第７条関係）

事業報告書

（１） 漁業近代化資金利子補給実績

資　金　別		期首融資残高（A）	期末融資残高（B）	融資平均残高（C）	市の利子補給率	市の利子補給額	備　　考
施設別	使途別						
合計							

備考

１　資金別欄は、下記の区分により記入すること。
２　（A）欄は１月１日現在、（B）欄は 12 月 31 日現在とする。
３　（C）欄の融資平均残高は、計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額（積数／（365 又は 366））を記入する。

（２）　漁業近代化資金の利子補給金の算出基礎明細

資　金　別		年月日	期首約定融資残高	期　中貸付額	期　中約定又は繰上償還額	期　中発生延滞元金	（A）利子補給対象残　高	貸付期間	（B）日数	（C）（A）×（B）	（D）融資平均残高
施設名	使途別										

備考

１　年月日欄は、融資残高の異動の年月日を記入すること。

２　貸付期間欄には、融資残高の異動ごとに最高融資残高の等しい日をまとめ、その期間を記入する。

様式第６号（第８条関係）

達第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市漁業近代化資金利子補給金交付確定通知書

年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定した利子補給金については、いすみ市漁業近代化資金利子補給条例施行規則第８条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

利子補給金交付確定額　　円

様式第７号（第９条関係）

いすみ市漁業近代化資金利子補給金交付請求書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

請求者　所　在　地
団　体　名
代 表 者 名
電 話 番 号
Ｅ－ｍａｉｌ

年　　月　　日付け　　達第　　号をもって交付確定された利子補給金について、いすみ市漁業近代化資金利子補給条例施行規則第９条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　利子補給金交付請求額　　円

２　利子補給金振込先口座

<table>
<tr><td rowspan="2">金融機関名</td><td colspan="9">銀行・信用金庫（組合）
労働金庫・農協・漁協</td></tr>
<tr><td colspan="9">本店　・　支店　・　支所</td></tr>
<tr><td>種　　別</td><td>１　普通
２　当座</td><td>口座番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>フ リ ガ ナ</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>口 座 名 義</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。